

## (7) A I・R P Aの利用促進

<b>①現状</b>	<b>②課題</b>				
<p>○「デジタル・ガバメント実行計画（R2.12）」では、本格的な人口減少社会となる2040年頃を見据え、希少化する人的資源を本来注力すべき業務に振り向けるため、自治体の業務のあり方そのものを刷新する必要性がうたわれ、A I・R P Aなどのデジタル技術は、そのための有力なツールであると位置づけられており、今後積極的に活用すべきものとされている</p> <p>○本市では、平成29年度の市議会事務局におけるA I議事録等作成支援システムの導入を皮切りに、全庁的にR P A、A I－O C R、A Iチャットボットを導入し、令和2年度は、年間37業務、約4,100時間分の作業時間を削減した</p> <p>○しかし、職員のA I・R P Aに関するリテラシー不足や、業務のデジタル化の遅れなど、十分な環境にあるとは言えない</p> <p>○さらに、民間では既に幅広い分野で様々なA Iの実用化が進んでおり、A I導入における官民格差が存在している状況。今後、より多様かつ高度なA Iの導入促進に向けて、自治体の環境を整備していくことが求められている</p>	<p>○業務所管課の職員がA I・R P Aを使いこなせるようにすると共に、導入促進を担うデジタル市役所推進室の人材育成と体制強化が必要</p> <p>○A I・R P Aの利用促進の前提として、各区局で異なるフローで行っている業務の共通化やデジタル化、データの整備が必要であり、また、利用できる新たなデジタル技術の開拓が必要</p> <p>○特に、技術の進歩が著しいA Iは、次世代の業務改革ツールとして期待されているが、さらなる導入に向けては、適用業務や部門の抽出などが課題</p>				
<b>③国の動向</b>	<p>○国の戦略では「未来投資戦略2018」以降、A I・R P Aを活用した業務改革が掲げられており、「自治体DX推進計画」でも自治体のA I・R P A利用促進が重要取組事項の一つ</p> <p>○「自治体行政スマートプロジェクト」等の補助事業や「自治体におけるR P A導入ガイドブック（R3.1）」「自治体におけるA I活用・導入ガイドブック（R3.6）」等により自治体を支援</p>				
<b>④取組の方向性</b>					
<p>○A I・R P Aの導入を進めるためにデジタル市役所推進室の人材育成と体制強化を推進</p> <p>○本市発の先導的なA I×データ活用プロジェクトを創出し、「A I活用先進都市」を目指す</p>	<p>○さらなるA I・R P Aの利用促進や事務のデジタル化により、「（仮称）デジタル事務集中処理センター」に各区局の共通業務の集約を進め、市民サービス向上や行政運営の効率化を実現を目指す</p>				
<b>⑤取組内容</b>					
<p><b>○A I・R P A及び新たなデジタル技術の導入促進</b> 業務所管課からの導入ニーズに応じて、業務のデジタル化を進めるとともに、A I・R P Aに適した業務を掘り起こし、既存のA I・R P Aのみならず、先行自治体で実証済のA Iやローコードツール等の新たなデジタル技術を積極的に導入し、業務改革を図るとともに、他自治体との連携も検討する</p> <p><b>○（仮称）デジタル事務集中処理センターによる事務の集中処理</b> 集約化できる業務を掘り起こしつつ、「（仮称）デジタル事務集中処理センター」の運営体制の整備や新規メニューの開発を進める</p>	<p><b>○先導的なA I×データ活用プロジェクトの創出</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高い効果が期待できる分野や導入しやすい分野からスタートし、利用拡大に向けた問題点や課題を洗い出す</li> <li>・職員のリテラシー向上にあわせて、国の補助事業の活用等により、さらに高度なA I×データ活用プロジェクトにチャレンジし、市民サービスの向上や行政運営の効率化を図る</li> <li>・長期的には、戦略的なA I×データ活用により、Society 5.0 for SDGsの実現を目指す</li> </ul>				
<b>⑥成果目標・スケジュール</b>					
年度	R3	R4	R5	R6	R7
（仮称）デジタル事務集中処理センター	R3年度中 立上げ	R7年度末 年間30,000時間分作業時間削減			
A I×データ活用 の実証実験	R3年度中 1件	R7年度まで 3件以上先導的なA I×データ活用プロジェクト			
作業時間削減 (合計)	(年間合計) 100,000時間削減				

## (8) データの利活用

<b>①現状</b>	<b>②課題</b>				
<p>○平成28年に公布・施行された「官民データ活用推進基本法」、令和2年に策定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を受け、オープンデータの充実・GISの利活用に取り組んでいる</p> <p>○新型コロナウイルスへの対応において、行政部門のデジタル化の遅れ、民間部門と比較しての情報の縦割りによる非効率性が指摘されている</p> <p>○また、官民データの利活用については、数年にわたりオープンデータやスマートシティが進められているが、期待された成果には至っていない</p> <p>○さらに、個人情報保護法（R4.4に改正個人情報保護法施行）において、行政が保有する個人情報について非識別加工情報として民間へ提供することが求められている</p>	<p>○行政部門のデジタル化に合わせて、部門を超えてデータを活用する仕組みの構築</p> <p>○非識別加工情報（個人情報保護法改正後は「匿名加工情報」に名称統一）の活用等、公共データの利用による新産業創出等の推進</p>				
<b>③国の動向</b>	<p>○「官民データ活用推進基本法」を公布・施行（H28）し、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を策定（R2）し、データ活用を推進し、また各自治体に推進を求めている</p> <p>○「自治体DX推進計画」の中に取組事項として下記を挙げている（R2.12）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体におけるオープンデータの推進</li> <li>・自治体における官民データ活用推進計画策定の推進</li> </ul>				
<b>④取組の方向性</b>					
<p>○オープンデータの充実、GISの利活用を推進する</p> <p>○行政の保有するデータを政策立案・評価に利活用することで、効率的・効果的な行政サービスの提供を目指す</p>	<p>○民間における公共データの利活用を推進し、新産業の創出・市民生活の利便性向上を目指す</p>				
<b>⑤取組内容</b>					
<p><b>○オープンデータの拡充</b> オープンデータカタログサイトへの掲載データの拡充およびレベルアップに向けて取り組む</p> <p><b>○GISの活用拡大</b> GISを活用した業務効率化、市民サービスの向上に取り組む</p> <p><b>○個人情報保護法改正の対応</b> 令和5年4月に施行される改正個人情報保護法に基づいて、非識別加工情報（改正後は「匿名加工情報」に名称統一）を民間で活用できるよう、提供する仕組みづくりを行う</p>	<p><b>○（仮称）庁内データ活用推進総合事業立上げと実施EBPM（証拠に基づく政策立案）に向けて庁内のデータ活用を推進するため、優先順位の高い課題を中心にデータ活用による解決モデルの形成を図るとともに、データ分析基盤の構築や職員のデータ分析スキル向上などの取組を総合的に実施する</b></p> <p><b>○データプラットフォーム（都市OS）への参画</b> 官民データ連携のためのプラットフォームへの参画を検討する</p>				
<b>⑥成果目標・スケジュール</b>					
年度	R3	R4	R5	R6	R7
非識別加工情報	法改正対応		R5年度 運用開始		
（仮称）庁内データ活用推進総合事業	企画立案	庁内データの段階的な利活用促進			

## (9) デジタル人材の確保・育成

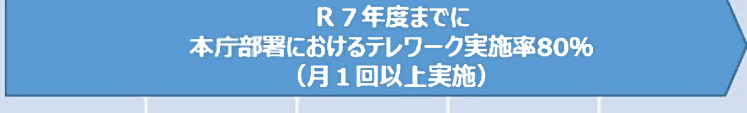
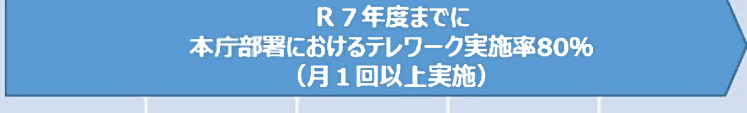
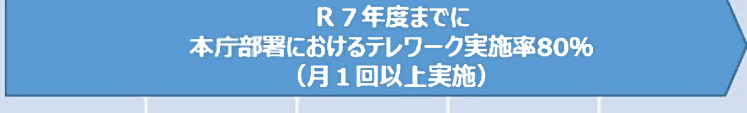
①現状		②課題			
<p>○情報部門（デジタル市役所推進室）における人材育成の考え方を明らかにし従事する職員の到達点を示した「北九州市情報職員人材育成方針」を策定（H31.4）</p> <p>目指すべき職員像を掲げ、業務分類ごとに求められる知識・スキルを整理し、習得にむけた研修を実施</p> <p>○DX推進にむけた意識改革をはじめ、先進的なデジタル技術に関する実践的な内容など、課長級・DX推進リーダー（係長）・DX推進員（係員）ごとに階層別の研修を実施</p> <p>○職員採用試験に、民間企業等経験者向けのデジタル区分を新設し、令和4年4月1日付で5名程度の採用を予定</p> <p>○デジタル技術を活用した業務の見直しのため、各職場と一緒に考え、解決していく、伴走型で支援できる外部人材の活用を推進</p>		<p>○現在の育成方針は情報部門の職員のみを対象としているため、市全体でDXを推進していくには、全職員を対象とした育成方針への改定が必要</p> <p>○デジタル技術・データを日常的に使い、業務改善を推進する人材を育成するため、デジタルに関する知識、スキルのレベルや経験、職位等に応じた体系的で、きめ細かな人材育成・研修の実施が必要</p> <p>○各職場を伴走型で支援できる、デジタル技術に高度な知識や経験を有する外部人材を活用するための確保や連携のあり方の検討が必要</p>			
③国の動向					
<p>○「自治体DX推進計画」において、DXの推進体制構築のための取組事項として、デジタル人材の確保・育成が掲げられている（R2.12）</p> <p>○情報系の専門的な素養を持つ人材を確保するため、国家公務員総合職試験に「デジタル区分」を新設（R4試験～）</p>		<p>○デジタル庁における民間人材の採用</p> <p>○デジタル技術やデータ活用を通じた地域課題解決に精通した「地域情報化アドバイザー」や、「地域活性化企業人」制度の対象拡大（R3年度～）等による地域活性化の課題に対応する民間人材（デジタル人材含む）の自治体への派遣</p>			
④取組の方向性					
<p><b>○人材育成</b></p> <p>中長期的な視点も含め、全ての職員に対するデジタル技術・データに関する知識、スキルのレベルや経験、職位等に応じた体系的な人材育成・研修に取り組み、デジタル技術・データを日常的に使い、業務改善を推進する人材を育成</p>		<p><b>○人材確保</b></p> <p>新規採用や外部人材の活用、民間企業・専門家との連携の推進など、可能な手段を組み合わせ、デジタル技術やデータに精通した人材の確保に努める</p>			
⑤取組内容					
<p><b>○全職員を対象とした育成方針の策定</b></p> <p>「北九州市情報職員人材育成方針」を改定し、情報部門だけでなく、一般の職員についても、職位等に応じた目指すべき職員像や、行動指針、育成の考え方、研修の体系などを整理し、全庁的な人材育成を計画的に進める</p> <p><b>○外部デジタル人材の活用</b></p> <p>デジタル技術やデータに精通した人材を確保するため、民間企業・大学等と連携して、民間のデジタル人材を活用する国や他自治体との共同活用の可能性も探る</p>		<p><b>○デジタル技術の知識・能力・経験や、職位等に応じた体系的な人材育成・研修の実施</b></p> <p>課長級・DX推進リーダー・DX推進員など、階層別のDX研修等の実施や、業務上の経験・研修の履修状況などに応じた、段階的な研修の実施など、体系的に研修を実施する</p>			
⑥成果目標・スケジュール					
年度	R3	R4	R5	R6	R7
デジタル人材の育成	育成方針の改定	全ての職員への継続的な研修の実施により、着実に職員の情報活用能力及びデジタルスキル向上を図る			
デジタル人材の確保・活用	デジタル区分の創設	新規採用とあわせ、民間企業とも連携し、デジタル人材の確保・活用等に努める			

## (10) 情報システムの標準化・共通化

<p><b>①現状</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○情報システムの多くは自治体ごとに導入・運用されている</li> <li>○各自治体は情報システムの発注や制度改正による改修などに個別に対応せざるをえない</li> </ul> <p>本市では、市内データセンター(プライベートクラウド)に構築したシステム基盤上で、約80の情報システムを運用している</p>	<p><b>②課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住民や企業が行政サービスを受ける際、自治体ごとに申請書の様式や申請手順が異なるため、手続きが煩雑になっている</li> <li>○情報システムの導入・運用等にかかる人的・財政的負担が大きい</li> </ul>																		
<p><b>③国の動向</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国が定める統一的な基準に適合した情報システムの利用を自治体に義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が本年5月に成立した</li> <li>○国は、住民記録、地方税など基幹系17業務の情報システム標準化目標時期を令和7年度末としている</li> <li>○対象業務の約半数については国からすでに標準仕様書が示されており、残り半数については令和4年夏までに策定される予定である</li> </ul>	<p><b>④取組の方向性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○基幹系17業務について、令和7年度末を目標に標準準拠システムへ移行する</li> <li>○ガバメントクラウドの仕様等にかかる情報を収集し、共通化に取り組む</li> <li>○情報システム標準化・共通化へ対応するため、システム基盤を見直す</li> </ul>																		
<p><b>⑤取組内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>業務プロセスの見直し</b> 情報システム標準化に併せて業務プロセスの見直しを行う</li> <li>○<b>移行計画の策定</b> 現行システムの概要を調査し標準仕様との比較分析を行い、標準準拠システムへの移行計画を策定する</li> <li>○<b>関連システムの構築にかかる検討</b> 標準化対象外の事務にかかるシステムの仕様及び他システムとの連携方法を検討する</li> <li>○<b>共通データベースの見直し、データ連携の仕組みの再構築</b> 情報システム標準化に併せて共通データベースを見直すとともにデータ連携の仕組みを再構築する</li> <li>○<b>ガバメントクラウドへの移行にかかる検討</b> 国が示す予定の技術的仕様や運用体制などを踏まえ、具体的な移行手順やスケジュールを検討する</li> <li>○<b>システム基盤の見直し</b> 情報システム標準化・共通化への対応に併せてシステム基盤の仕様等を見直し、最適化する</li> </ul>																			
<p><b>⑥成果目標・スケジュール</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国が示す工程(予定)</td> <td>標準準拠システム仕様策定(府省)</td> <td>標準準拠システム開発(各事業者)</td> <td></td> <td></td> <td>【国の目標】 R8.3月までシステム標準化・共通化 ↓ R8年度情報システム運用経費等をH30年度比で3割削減</td> </tr> <tr> <td>所管課の対応(見込)</td> <td>移行計画作成</td> <td>各事業者へ情報提供依頼</td> <td>各事業者へ提案依頼 → 事業者選定・契約</td> <td colspan="2">標準準拠システムへの移行</td> </tr> </tbody> </table>		年度	R3	R4	R5	R6	R7	国が示す工程(予定)	標準準拠システム仕様策定(府省)	標準準拠システム開発(各事業者)			【国の目標】 R8.3月までシステム標準化・共通化 ↓ R8年度情報システム運用経費等をH30年度比で3割削減	所管課の対応(見込)	移行計画作成	各事業者へ情報提供依頼	各事業者へ提案依頼 → 事業者選定・契約	標準準拠システムへの移行	
年度	R3	R4	R5	R6	R7														
国が示す工程(予定)	標準準拠システム仕様策定(府省)	標準準拠システム開発(各事業者)			【国の目標】 R8.3月までシステム標準化・共通化 ↓ R8年度情報システム運用経費等をH30年度比で3割削減														
所管課の対応(見込)	移行計画作成	各事業者へ情報提供依頼	各事業者へ提案依頼 → 事業者選定・契約	標準準拠システムへの移行															



## (11) テレワークの推進

①現状													
<p>○「デジタル・ガバメント実行計画（R2.12）」では、テレワークを活用した柔軟な働き方の推進は、非常時における業務継続の観点に加え、ワークライフバランスの観点からも重要であるとされている</p> <p>○本市においては、従来より育児期間中の新しい働き方などとして導入を検討してきたが、令和2年4月の新型コロナウイルスに伴う緊急事態宣言を契機とし、同年5月に「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための『新しい生活様式』導入に伴うテレワークに関する実施要領」を策定し、テレワーク推進の取組が本格化した</p>	<p>○上記実施要領策定に先立ち、令和2年4月には、コロナ禍における分散勤務を目的としたサテライトオフィスを設置（本庁舎内・近郊、各区役所など）した</p> <p>○令和3年3月、職場と同じ環境で作業ができるモバイル端末を150台導入し、テレワークに活用</p> <p>○令和3年9月下旬以降、モバイル端末1,350台を順次導入し、各局に追加</p>												
②課題	③国の動向												
<p>○従来の目的も踏まえて、テレワークを新しい働き方として定着させるための意識改革や職場風土の変革が必要である</p> <p>○テレワークの本格実施に向け、様々な状況に対応した関連制度や柔軟な勤務形態、業務の仕分けなどの整理が必要である</p> <p>○本格的なテレワークの実施・定着に向けたりモートアクセス環境等のさらなる整備が必要である</p>	<p>○セキュリティを確保したテレワークの導入に資するよう、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を改定（R2.12）</p> <p>○自治体におけるテレワーク導入・活用の参考となるよう、「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き」を作成（R3.4）</p>												
④取組の方向性													
<p>○テレワークの推進により育児や介護などが必要な職員も仕事と生活の両立を可能とし、能力を十分に発揮できる環境づくりを進める</p> <p>○災害時や感染症拡大防止時など、特殊な環境下でも、必要な業務の遂行や市民サービスの提供ができる環境づくりを進める</p>	<p>○職員が、時間と場所を有効活用した柔軟な働き方ができるようにするとともに、オフィス改革を進めるなど職場環境を整備し、在宅勤務のみならず、外勤先でのテレワークについても活用・定着を図る</p>												
⑤取組内容													
<p><b>○意識改革、職場風土の変革</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職テレワーク研修の実施（全管理職のテレワークトライアル）</li> <li>・職員提案の実施（テーマ部門「テレワークのアイデア及び事例の募集」）</li> <li>・育児や介護が必要な職員を対象にしたモデル事業の実施</li> <li>・職員意識調査の実施</li> <li>・テレワークの全庁規模の実証（モバイル端末1,500台の活用）</li> </ul>	<p><b>○テレワーク環境の整備やルールの策定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モバイル端末をはじめとしたデジタル機器やツールのさらなる整備</li> <li>・サテライトオフィスの試行設置（市内2か所） 試行実施の結果を踏まえ、全区への展開を検討</li> <li>・「モバイル端末活用ガイドライン」の策定</li> <li>・情報・データの取扱いルールの策定</li> <li>・テレワークに向く業務の仕分け</li> <li>・テレワーク関連制度の整備の検討</li> </ul>												
⑥成果目標・スケジュール													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレワーク実施率</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <div style="text-align: center;">  </div> </td> </tr> </tbody> </table>	年度	R3	R4	R5	R6	R7	テレワーク実施率					<div style="text-align: center;">  </div>	
年度	R3	R4	R5	R6	R7								
テレワーク実施率					<div style="text-align: center;">  </div>								

## (12) ペーパーレス化の推進

<b>①現状</b>	<b>②課題</b>												
<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型コロナウイルスに伴う緊急事態宣言を契機とし、Web会議を行うためのタブレット端末を50台導入（R2.4）</li> <li>○市議会において、タブレット端末とペーパーレス会議システムを用いて、原則、ペーパーレス化（R3.2～）</li> <li>○職場と同じ環境で作業ができるモバイル端末を150台導入し、テレワークに活用（R3.3）</li> <li>○市幹部会、総務担当課長会議等、各局が出席する会議について、タブレット端末とペーパーレス会議システムを用いて、ペーパーレス会議として試行実施（R3.4～）</li> <li>○令和3年9月、モバイル端末1,350台を導入し、各局に追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○非常に多くの業務で紙の資料を用いており、ペーパーレス会議だけで削減することには限界がある</li> <li>○ペーパーレス化の取組が定着するように、ペーパーレス会議だけにとどまらず、幅広い業務でのペーパーレス化を推進する必要がある</li> <li>○取組自体が抽象的なため成果を図るための指標をつくる必要がある</li> </ul>												
<b>③国の動向</b>													
○「デジタル・ガバメント実行計画（R2.12）」では、デジタルワークスタイルの実現のための環境整備の一つとして、ペーパーレス化の推進が掲げられている													
<b>④取組の方向性</b>													
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ペーパーレス会議のほか、手続きや決裁など、電子化の可能な業務についても電子化、ペーパーレス化を進める</li> <li>○テレワークなど、紙への出力や資料の保管の必要のないワークスタイルへの変革を進める</li> </ul>	○取組のモチベーションを上げるために、紙の使用量が見える仕組みをつくる												
<b>⑤取組内容</b>													
<p><b>○会議をはじめとする様々な業務のペーパーレス化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① ペーパーレス会議の拡大 現在実施している、ペーパーレス会議の対象を拡大する</li> <li>② 手続きのオンライン化 取扱件数の多い手続きを中心にオンライン化を図る</li> <li>③ 保管文書、通知文書の電子化 保管文書等データで閲覧できる文書閲覧システムのさらなる活用を図り、紙での閲覧をなくしていく</li> <li>④ 電子決裁の推進 電子決裁率の向上を図る</li> <li>⑤ 市発行印刷物の電子化 市が発行する計画書や報告書などの印刷物について紙である必要のないものは、できるだけ電子化する</li> </ul>	<p><b>○ワークスタイルの変革</b> テレワーク、職場のフリーアドレス化、Web会議などの推進を通じて、紙への出力や資料の保管の必要がないワークスタイルに変革する</p> <p><b>○コピー使用量の見える化</b> 紙の使用量を把握する仕組みを作り、ペーパーレスの取組の成果が見えるようにする</p>												
<b>⑥成果目標・スケジュール</b>													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #2c3e50; color: white;"> <th style="padding: 5px;">年度</th> <th style="padding: 5px;">R3</th> <th style="padding: 5px;">R4</th> <th style="padding: 5px;">R5</th> <th style="padding: 5px;">R6</th> <th style="padding: 5px;">R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px; vertical-align: middle;">コピー使用量</td> <td colspan="5" style="text-align: center; padding: 10px;"> <div style="background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 5px; display: inline-block; border-radius: 10px;">R7年度までに50%削減</div> </td> </tr> </tbody> </table>		年度	R3	R4	R5	R6	R7	コピー使用量	<div style="background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 5px; display: inline-block; border-radius: 10px;">R7年度までに50%削減</div>				
年度	R3	R4	R5	R6	R7								
コピー使用量	<div style="background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 5px; display: inline-block; border-radius: 10px;">R7年度までに50%削減</div>												